令和８年度学校給食用基本物資運送業務委託仕様書

１　**業務の名称**　　令和８年度学校給食用基本物資運送業務委託

２　**履行場所**　　兵庫県内

３　**履行期間**　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

４　**取扱品名**　　小麦粉（県産、輸入）25kg 袋、ショートニング 15kg 箱、砂糖 30kg 袋、脱脂粉乳 25kg 袋、米粉 10kg 袋及び 20kg 袋、玄米 30kg 袋及び 1,080kg 袋（ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｺﾝﾃﾅﾊﾞｯｸﾞ）、精米 5kg 袋及び 10kg 袋

５　**予定数量**

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">区　　分</th><th>単位</th><th colspan="2">予定数量</th></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="2">小麦粉(週１回配送)</td><td>１袋</td><td colspan="2">49,316 袋</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">ショートニング(週１回配送)</td><td>１箱</td><td colspan="2">5,660 箱</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">砂糖(週１回配送)</td><td>１袋</td><td colspan="2">2,858 袋</td></tr>
<tr><td>④</td><td colspan="2">脱脂粉乳(月１回配送)</td><td>１袋</td><td colspan="2">53 袋</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="2">米粉(随時)</td><td>1 kg</td><td colspan="2">15 t</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td colspan="2">玄米(随時)　※２</td><td>1 kg</td><td colspan="2">4,590t</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td colspan="2">精米(週１回配送)　※３</td><td>1 kg</td><td colspan="2">3,509t</td></tr>
<tr><td rowspan="9">⑧</td><td colspan="5">精米(特別料金区分)</td></tr>
<tr><td>ア</td><td>尼崎市小・特別支援学校(週 3.5 回配送)</td><td>1 kg</td><td>238t</td><td rowspan="8">計
544 t</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>宝塚市小・中・特別支援学校(週１回配送)</td><td>1 kg</td><td>148t</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>川西市小・養護学校、中学校給食センター、川西カリヨンの丘特支(週１回配送)</td><td>1 kg</td><td>153t</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>家島・坊勢（月２回配送）※４</td><td>1 kg</td><td>4t</td></tr>
<tr><td>オ</td><td>沼島センター（月１回配送）※４</td><td>1 kg</td><td>1t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※１　契約は、単価契約とする。

※２　玄米の引取り、精米の納品等について、明石海峡大橋を利用する場合は、垂水 IC～淡路 IC 区間の往復通行料を実費請求とする。

※３　⑦精米の運送先は、別紙２「学校給食用パン・炊飯委託工場一覧表」の炊飯委託工場及び別紙５「学校給食用精米納品先一覧表」の各学校、給食センター等（⑧の特別料金区分除く）とする。

※４　家島・坊勢、沼島センターの船賃等が必要なものについては、入札単価に含むこと。

６　**業務内容**

（１）物資の運送については、厳重な管理のもと、迅速かつ確実に指定納品先へ引き渡すこと。

（２）小麦粉は、県内製粉工場（別紙１：学校給食用パン製粉工場一覧表（区分：小麦粉）から引取り、各製パン工場（別紙２：学校給食用パン・炊飯工場一覧表）へ納品する。

（３）ショートニング、砂糖、脱脂粉乳は、落札者が準備する倉庫へ毎月メーカーから直送する。落札者は適正な管理のうえ一時保管し、発注者からの指示により各製パン工場（別紙２：学校給食用パン・炊飯工場一覧表）へ納品する。

（４）米粉は、製粉工場（別紙１：学校給食用パン製粉工場一覧表（区分：米粉委託加工））から引取り、製パン工場（別紙２：学校給食用パン・炊飯工場一覧表）へ納品する。

（５）玄米は、県内 JA 倉庫（別紙３：学校給食用玄米引取倉庫一覧表）等から引取り、精米工場（別紙４：学校給食用精米工場一覧表）へ納品する。なお、玄米の運送については、手荷役による積替え作業が伴う。

（６）精米は、各精米工場（別紙４：学校給食用精米工場一覧表）より引取り、各炊飯工場（別紙２：学校給食用パン・炊飯工場一覧表)、共同調理場、学校等（別紙５：学校給食用精米納品先一覧表）の炊飯施設へ納品する。

（７）物資の引取り及び納品時間、数量については、発注者からの指示により行う。

（８）製パン・炊飯工場への納品は、原則軒下渡しとし、手荷役による作業を伴う。

（９）使用する車両は、運送する物品の品質保持ができるよう荷台は箱型等の車両を使用すること。また、各納入先の受け渡し場所へ進入できる適切な規格の車両を使用すること。

(10)運送担当者は、品質に影響がないよう清潔かつ作業に適した衣服及び帽子を着用し、衛生管理の徹底を図ること。

(11)物資について、紛失、損傷、著しい運送遅延その他運送業務に関し事故があったとき、又はその恐れがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、直ちに発注者に連絡し、必要な支持を受けるものとする。

(12)本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、これを定めるものとする。